

平成25・26年度 第7回 上野原市都市計画審議会

会議録

1. 日時及び場所：平成26年10月27日（月）午後2時半～
上野原市役所 2階 庁議室

2. 出席者 : 1) 委員
中井会長、飯島会長職務代理、古家委員、足立委員、岡部（善）委員、堂本委員、尾形委員、岡部（幸）委員、鷹取委員、鈴木委員、荻原委員、佐藤委員、清水委員
[16名中/ 13名出席]
2) 事務局
井出都市計画課長、
佐藤計画担当リーダー、飯塚計画担当

欠席者 : 武藤委員、小俣委員、久島委員

3. 議事事項 : 1) 会議録（第6回）の承認
2) 都市計画案縦覧結果の報告
3) 都市計画の変更・決定（最終案）の承認
4) 風致地区条例及び同施行規則
・ 建築制限条例及び同施行規則（最終案）の報告
5) その他

4. 議事の結果 : 次頁以降に記載

5. その他重要な事項：なし

(1) 都市計画審議会

(事務局)

本日はお忙しい中、ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

ただ今より第7回上野原市都市計画審議会を始めさせていただきます。

それでは、「はじめのことば」を飯島会長職務代理よりお願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

【飯島会長職務代理挨拶 省略】

(議長)

それでは、お手元の次第に従いまして進めてまいりたいと思います。

本日の議題は「第6回都市計画審議会の議事録の承認」、「都市計画案縦覧結果の報告」、「都市計画の変更・決定に関する最終案の承認」、「風致地区条例及び同施行規則と建築制限条例及び同施行規則の最終案の報告」となります。

限られた時間でございますので、委員各位のご協力をお願いいたします。

先ず、議事に先立ち「上野原市都市計画審議会運営規程」第14条2に基づき、本日の議事録署名委員は佐藤満委員と清水正委員の2名を指名します。

よろしくお願いします。

1) 会議録(第6回)の承認

(議長)

はじめに「第6回都市計画審議会の議事録の承認」であります。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

お手元の審議会資料2をご覧いただきたいと思います。

内容は既に事前送付をさせていただいておりますので、再度朗読することは省略させていただきますが、一部委員より字句の訂正についてご指摘があり、本日お配りした資料の赤字のとおり訂正させていただきましたので、訂正後のものをご承認をお願いいたします。

以上です。

(議長)

ただ今の事務局の説明で、何かご質問はございますか。

なければ採決に移りたいと思います。前回の第6回の審議会の議事録、事務局提案

通りということで意義ございませんか。

(委員)

異議なし。

(議長)

異議なしということで、事務局提案のとおり決定したいと思います。

2) 都市計画案縦覧結果の報告について

(議長)

次に、「都市計画案縦覧結果の報告について」ということで、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

前回の第6回会議で決定をいただいた都市計画変更案により、都市計画法第17条1項に基づく「都市計画案の公告縦覧」を平成26年10月10日から10月24日までの2週間行った結果、住民・地権者等関係者からの意見の提出はありませんでしたので報告させていただきます。

以上です。

(議長)

ただいまの事務局の報告でございましたが、何かご質問意見等ありますでしょうか。ご質問等がないようですので、縦覧の結果の報告につきまして、「都市計画案の公告縦覧」では、住民や地権者等関係者から意見はなかったとのことで、次の議題に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

3) 都市計画の変更・決定(最終案)の承認について

(事務局)

都市計画の最終案につきまして、簡単に説明をさせていただきます。

審議会資料3-1、3-2及び3-3は、風致地区及び用途地域の変更に係るもの、地区計画の決定に係るものということで、送付させていただきました。

こちらにつきましては、山梨県が定めた都市計画変更にかかる正式な様式に基づいた図書となります。まず、審議会資料3-1「風致地区の変更に係る都市計画図書一式」ですが、1ページ目の表に変更後の風致地区の面積が記載してございまして、その下段に今回の変更に係る理由を整理しております。それから2ページ目に変更後の都市計画の総括図として、今回変更を予定している上野原駅南口及びシビックゾーンの風致地区が除外され、上野原駅南口に用途地域が指定された図になっております。3ページ目は、現在の都市計画図に今回変更を予定している箇所を図示しております。4及び5ページ目は、変更後の区域を拡大した図になります。また、6及び7ページ目は変更を予定している区域の現在の指定状況の図となります。8及び9ページ目は、新旧対照表として、今回の変更による面積の増減を整理したものです。

次に、審議会資料3-2「用途地域の変更に係る都市計画図書一式」ですが、1ページ目に今回の都市計画の変更を受けた市全域の用途地域の面積が記載してあります。今回新たに用途地域を指定する区域は上野原駅南口周辺で、準住居地域、第2種住居地域及び第1種住居地域の指定を行いますので、この3種類について面積が変わっています。具体的な増減は、7及び8ページ目に新旧対照表を整理しておりますので、そちらをご確認ください。2ページ目は、今回の用地地域の変更に係る理由を整理しています。3及び4ページ目は、審議会資料3-1と同様に変更後の都市計画の総括図、変更前の総括図になります。5ページ目は、今回新たに用途地域を指定する区域を拡大した図面になります。6ページ目は、現在の指定状況です。上野原駅周辺については、現状白地となっており、用途地域の指定はありません。

審議会資料3-3「地区計画の決定に係る都市計画図書一式」ですが、1及び2ページ目は、シビックゾーン周辺地区の地区計画の内容になっております。地区計画の名称、位置、面積、それから区域の整備・開発及び保全に関する方針について、地区計画の目標、土地利用の方針、建築物等の整備方針がそれぞれ記載してあります。また、具体的な地区整備計画の内容について表で示してあります。3～5ページ目までは、上野原駅周辺地区の地区計画の内容になっております。6及び7ページ目は、審議会資料3-1及び3-2と同様に変更後の都市計画の総括図、変更前の総括図になります。8及び9ページ目は、シビックゾーン周辺地区の地区計画を導入する区域及び上野原駅周辺地区の地区計画を導入する区域を図示しています。

以上については、これまでご議論していただいた内容を県で定めます様式に則りまして計画書、都市計画の総括図、計画図、新旧対照表という形でまとめたものでございます。この様式で県と協議を行って参りまして、先ほど説明のありました都市計画法第17条に基づく都市計画変更案、決定案の縦覧を行ってきたところであります。

以上です。

(議長)

ただ今事務局より説明のありました都市計画案を都市計画法第19条第1項に基づき都市計画決定したいと思いますがいかがでしょうか。

(委員)

異議なし。

(議長)

異議なしということで、提案通り決定ということに致します。

4) 風致地区条例・施行規則及び建築制限条例・施行規則(最終案)の報告

(議長)

「風致地区条例及び同施行規則」並びに「建築制限条例及び同施行規則」の最終案についての報告です。

事務局より説明をお願いします。

(事務局)

この条例につきましても、前回までの審議会でご承認いただいたものを市の法令審査にかけさせていただきました。

法令審査を受けまして最終決定した内容でございます。この内容で平成26年第4回上野原市議会に提案させていただきたいと考えております。内容につきましては前回までにご提示した内容から法令審査等での指摘を受けて、一部字句を修正したところもございりますが、基本的には第6回都市計画審議会でご提案したものと変わりありません。

以上です。

(議長)

異議がなければこの内容で市議会の提案といたしたいと思っております。

(委員)

異議なし。

(議長)

異議なしということで、提案通り決定ということに致します。

5) その他

(議長)

次に、「その他」に移ります。事務局より連絡事項はありますか。

(事務局)

これまで都市計画審議会では、昨年10月の第1回から第7回に亘りまして風致地区の権限移譲に伴います新たな条例制定と都市計画の変更ということを目として議論させていただきました。本日の会議では、都市計画決定の決議をいただきました。

今後市議会において今回報告させていただきました二つの条例案を上程させていただいて、審議をいただくという形になります。議決いただいた後に公布するというような手続きになりますが、この点につきましては、市議会の議決あるいは山梨県の農業振興地域の変更というようなものの変更告示もございますので、その辺と日程を調整させていただきながら進めてまいりたいと思います。

市議会終了後、あるいは県の方で告示行為の手続き等の進捗情報と併せて12月中には都市計画の決定の告示を行えるという見込みで現在準備を進めております。

審議会につきましては、今回の風致地区の権限移譲に伴う条例制定あるいは都市計画変更という大きな議題が終了ということになります。

今のところ次回については、日程が未定となっておりますので、審議会議事録の承認につきましては会長及び会長職務代理と事務局の協議によりまして、まずは原案を作成させていただき、委員の皆様には郵送にてお送りさせていただきたいと思います。

アンケートと同様に返信用封筒に回答用紙を同封させていただきまして、ご意見あるいはこういった内容で修正かというようなもの、あるいは原案のままでいいというような内容を記していただいて返送していただくようなシステムを取りたいと思っております。回答いただいたものにつきましては、会長と協議をさせていただいて、原案賛成が過半数となった場合につきましては同意をいただけたものとしてホームページより公表させていただくという予定で準備をしたいと考えますがいかがでしょうか。

(委員)

異議なし。

(議長)

本日の議事録の扱いということについては「異議なし」ということで進めたいと思います。その他に委員の皆様から本日用意した議題以外につきましてご質問ご意見がございませうか。

無いようですので以上で本日の議事は全て終了したいと思います。皆様のご協力ですムーズに会議が進行できましたことに感謝申し上げます。

(事務局)

それでは本日の次第の最後になります「終わりのことば」を飯島会長職務代理に
お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(会長職務代理)

【会長職務代理挨拶 省略】